

大会等の情報保障を含めた要員に係る基準

関東ろう連盟
関東手話通訳問題研究会

目的： 関東地域で開催される大会等の手話通訳等派遣方法・活動範囲の基準を決め情報保障の均一化を図り、情報保障の概算のために役立てる。
この基準は、社会状況や地域の状況を考慮し、関東ろう連盟と関東手話通訳問題研究会が協議し、基準を定める。

- 1 関東規模の大会等（「関東ろう者大会、関東ろう者体育大会等」以下同）の開会式・式典・閉会式・監督会議の情報保障（「手話通訳、要約筆記」以下同）は都県の公的派遣事業を利用する。
- 2 大会等の開会式・式典・閉会式・監督会議は、聴覚障害者の社会参加の一環とし派遣元に配慮していただき、団体派遣ができるよう都県協会は交渉する。
- 3 大会等の各係（受付、会場、駐車場等）の情報保障は、実行委員・要員（関東手話通訳問題研究会会員・手話サークル・手話学習者）の活動とする。
- 4 実行委員（要員）が大会の情報保障する際（上記3に基づく場合）の手当等に関しては、次のとおりとする。

関東ろう者大会

- ① 大会参加費を徴収する。ただし、大会に参加できるよう配慮する。
- ② 大会記念誌・弁当を配布する。
- ③ 公的派遣が認められず、開会式・式典等の情報保障を要員が担う場合は有資格者が行い、主催団体が派遣料と同等の費用を支給する。

関東ろう者体育大会等

- ① 審判や重要な判定が必要な場面での情報保障は、基本的に公的派遣依頼する。
- ② 上記の場合で公的派遣が認められなかった場合は、主催団体が派遣料と同等の費用を支給する。
- ③ 要員（情報保障を担当）手当に関しては、基本的には現物支給（弁当の配布等）とする。

- 5 看護師等の派遣依頼について
都県の公的な看護協会等に依頼する。なお、関東手話通訳問題研究会会員・手話サークル等で人材が確保できる場合は、交通費実費を支払う。
- 6 要員の配置について
大会等の要員配置は、各係原則として2名とする。なお、大会規模・参加者の状況により増員することも可能とする。

附則 この基準は2016年4月1日より施行する。
それに伴い、2015年4月24日の情報保障基準は廃止する。